レポート

米国における国際保険基準法制定 を巡る動きについて -NAIC 等の支持を受けて、成立に向かうのか-

常務取締役 保険研究部 研究理事

中村 亮一 ヘルスケアリサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

現在、米国の議会では、州ベースの保険規制制度を維持し、国際的な保険基準交渉に関する監視と 透明性の強化を提供することを意図した「国際保険基準法(International Insurance Standards Act)」 1という名称の法案が審議されている。法案は、7月10日に下院を通過し、現在は上院での審議が行 われている。

今回のレポートは、この国際保険基準法を巡る動きについて、報告する。

2-国際保険基準法とは

1 | 概要

国際保険基準法 H.R.4537 は、2017 年 12 月 4 日に、Sean Duffy 下院議員 (R-WI) と Denny Heck 下院議員(D-WA)によって提案され、下院において議論されてきたものである。その内容は、州ベ ースの保険規制制度を維持し、国際的な保険基準交渉に関する監視と透明性の強化を提供することを 意図している。

具体的には、法案は、米国を代表する機関によって締結された協定は、保険規制に関する既存の連 邦法及び州法による認識に加えて、連邦法及び州法と整合的でない限り合意されない、ことを求めて いる。さらに、交渉に参加している連邦機関は、交渉過程を通じて州の保険コミッショナーと調整し、 協議しなければならない。また、議会は、進行中の交渉を通じて、そして協定を締結する前に、交渉 が行われる予定であることについての協議を受けなければならない。最後に、議会に対して、カバー・ アグリーメントに対しても適用される「迅速に処理される」不承認プロセスを実施する権限が認めら れる。

2 | 背景

¹ https://www.congress.gov/115/crpt/hrpt804/CRPT-115hrpt804-pt1.pdf

生命保険、損害保険、再保険、健康保険を含む全ての種類の米国の保険会社は、主に州によって規 制されている。議会と州は時折、州ベースの保険規制の有効性をレビューし、より一層の規制の一貫 性を達成するために調整された努力を行ってきた。1945年に、議会は、マッカラン・ファーガソン法 (McCarran-Ferguson Act)を可決し、連邦法が明示的に規定している場合を除いて、保険に対する 州の規制権限を確認した。

ドッド・フランクのウォール街改革と消費者保護法(ドッド・フランク法)(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)は、州ベースの保険規制構造の優位性を確認したが、それは また、米国財務省に連邦保険局(FIO)を設立し、FIO のディレクターに国際協定の交渉の間、米国 の保険会社の利害を代表し、貿易交渉の間に米国通商代表部(USTR)に助言を行う責任を与えた。

米国の州ベースの規制の枠組みは、世界で最も強力で最も堅牢な保険規制のアーキテクチャである。 他のいかなる保険規制制度も、消費者保護、ソルベンシー保護、市場遂行保護、破綻保護の4つの相 互接続された側面と、保険契約者保護への州ベースの焦点とを結び付けていない。現在の米国の交渉 プラットフォームの批判者は、国際保険基準交渉は、米国において欧州の保険基準を実施するための 「バックドア」方法として使用できると主張している。欧州の保険規制モデルは、銀行中心であり、 米国の保険規制制度よりも保険契約者に友好的でない。H.R.4537 は、交渉過程を通じての透明性を 強化し、国際交渉が現在の米国の保険規制フレームワークの優位性を認識することを確実にするため に、議会に対して承認権限を与えている。

3-国際保険基準法制定を巡るこれまでの動き

国際保険基準法 H.R.4537 は、2017 年 12 月 4 日に Sean Duffy 下院議員(R-WI)と Denny Heck 下院議員(D-WA)によって提案され、下院において議論されてきたものである。

この法案については、これまで、これを支持する意見と反対する意見があり、必ずしも成立に向け て順調に進んできたというわけではなかった。

ここでは代表的なケースとして、NAIC(National Association of Insurance Commissioners: 全 米保険監督官協会)とシンクタンク Rstreet の意見を紹介する。

1 NAIC による法案支持の意見

この法案については、現行の州ベースの保険規制制度を肯定し維持すること及び今後の国際的な保 険規制の議論における州保険監督当局のより一層の関与を規定していることから、NAIC が強力に支 持をしている。

これまでも何回か意見表明を行っているが、直近では、9月17日に、共和党と民主党の上院院内総 務宛にレター2を送り、上院での早期の承認に向けての理解を得るべく働きかけを行っている。

具体的には、以下の4点を挙げて、今回の法制化の必要性を訴求している。

1. 米国保険規制制度の認識

(今回の法案である) H.R.4537 の第3 セクション (a) (1) 項は、連邦代表が、米国の保険規制制

² https://www.naic.org/do<u>cuments/government_relations_180917_support_letter_intl_ins_jobs_bill.pdf</u>



度をその提案を満たすものとして認識する国際基準又は協定にのみ同意する、ことを要求している。 法案は、米国の適切な保険規制要件を決定するために、国際機関よりも国内の議員や規制当局の能力 を維持することによって、S2155「経済成長、規制緩和、消費者保護法」に見られる国際的な保険規 定を補強し、補完している。

それは、外国の参加者に対して、米国を代表する人たちが米国の規制アプローチの中核的な側面を 自由に交渉することができないため、米国の連邦と州の関係者と協力して、米国の制度と互換性のあ る基準を策定する必要がある、ことを明らかにする。

(参考) S.2155「経済成長、規制緩和、消費者保護法」

2018 年 5 月 24 日、トランプ大統領によって署名されて成立した S.2155「経済成長、規制緩和、 消費者保護法」は、米国財務省長官、米国連邦準備制度理事会(FRB)及び連邦保険局(FIO)のデ ィレクターは、彼らが参加する世界的な保険規制又は監督フォーラムによる保険提案のポジションを 取る時には、全米保険監督官協会(NAIC)を通じて、州保険監督当局との「合意形成を達成する」 ことを要求している。また、保険監督者国際機構(IAIS)のワーキンググループ及び委員会会議への 一般観察者のアクセス向上を支持し擁護することを含め、同じ連邦政府機関が、参加する世界的な保 険又は国際基準設定の監督又は監督フォーラムにおいて「透明性の向上を支援する」ことを要求して いる。

2. 国際的議論における保険監督当局の全面的参加

H.R.4537 の第 4 セクションは、連邦政府が、発生する可能性がある場合にはいつでも、国際的な 保険基準設定の議論において、州の保険監督当局(又は被指名人)と「密接に協議し、調整し、含め るように努める」ことを要求している。

州の保険監督当局は、これまで国際的な問題について連邦政府機関と協力する大きな努力を行って きたにもかかわらず、歴史的に、交流の深さが欠如しており、IAIS 以外のフォーラムにおける国際的 な保険議論に参加できず、失望させられてきた。さらには、近年は、重要な会議から外されたり、オ ブザーバーとしての役割に追いやられてきた。

他の国からのカウンターパートが国際保険基準設定交渉のテーブルに付いているので、米国の保険 監督当局がこれらの議論に完全に参加できるようにすることが適切かつ必要である。

3. IAIS における FIO の役割の明確化

H.R.4537 は、IAIS においては、連邦保険局(FIO)が米国連邦政府を代表し、州保険監督官では ないことを明確にしている。

FIO は、米国の州の保険監督当局によって行われるコミットメントとみなされる可能性のある国際 的な規制基準設定問題にコミットしてはいけない。FIO が IAIS において、各州ではなく、連邦政府 を代表していることを明確にすることによって、法制化は IAIS における FIO の役割と米国保険業界 の主要規制当局との間に明確な境界線を提供することになる。

4. カバード・アグリーメント・プロセスの改善

カバード・アグリーメント・プロセスに対処しなかった S.2155 とは異なり、H.R.4537 は将来のカ

バード・アグリーメントに対して、より高い透明性と議会の監視を適用する。

州規制当局は、今回のカバード・アグリーメント・プロセスに直接的かつ有意義な参加を約束した が、スタッフや仲間の規制当局に相談することができず、厳重な機密保持を条件に、単なるオブザー バーに追いやられた。

今回の法案は、州の保険監督当局のより堅実な参加を提供することに加えて、H.R.4537 は、カバ ード・アグリーメント案の議会による不承認の仕組みを提供する。H.R.4537 の第 7 セクションは、 90日の期間内に、カバード・アグリーメントに関して、上院と下院で提出され、審議される、不承認 決議の仕組みを確立している。

なお、共和党と民主党の上院院内総務宛レターについては、NAIC の国際的な保険交渉に対するス タンスや考え方を窺い知ることができるので、全文を示すと以下の通りとなっている。

2018年9月17日

RE: H.R.4537、国際保険基準法

親愛なる上院多数党院内総務 McConnell と上院少数派院内総務 Schumer へ:

全米保険監督官協会(NAIC)は、国家の保険監督機関を代表して、H.R.4537(国際保険基準法) を S 488 (JOBS 及び投資家信頼感法) に継続的に含めることに対する支持を表明したい、と考えて いる。H.R.4537 は下院委員会の聴聞会と超党派の協力を通じて審査され、洗練され、最終的に 2018 年7月10日に発声投票で、2018年7月17日にS488の一部として下院を通過した。上院がこれら の超党派の国際保険規定を通過させることは、米国の保険の消費者及び会社を保護するために極めて 重要である。

NAIC は、S.2155 (経済成長、規制緩和、消費者保護法)を制定するために行われた作業を高く評 価している。これには、Dean Heller 上院議員(R-NV)と Jon Tester 上院議員(D-MT)によって、 第114回議会(S.1086)で導入された法制化を含んでいた。NAICは当初からこの法案を支持し、S.2155 に含めることを提唱した。これらの条項は、国際的な保険基準設定活動に対する議会の監督をさらに 強化するものであり、国際的活動の透明性の欠如に関連した懸念に対処する上での重要な前進となる。 しかし、重要なものであるが、これらの規定は範囲が限定されており、国際的な保険規制基準設定活 動及びカバード・アグリーメント・プロセスに関するいくつかのその他の懸念事項に対処しようとす るものではなかった。Sean Duffy (R-WI) 下院住宅保険小委員会委員長と Denny Heck 下院議員 (D-WA) によって支援された国際保険基準法(H.R.4537)は、これらの残りの懸案事項に対処し、 下記で説明されているように、S.2155 に対する補完となり、それを強化する。

米国保険規制制度の認識

H.R.4537 の最も重要な条項の1つである第3セクション(a)(1)項は、連邦代表が、米国の保険 規制制度をそのような提案を満たすものとして認識する国際基準又は協定にのみ同意することを要求 している。そうすることで、法案は、米国の適切な保険規制要件を決定するために、国際機関よりも 国内の議員や規制当局の能力を維持することによって、S.2155 に見られる国際的な保険規定を補強し 補完するものである。

米国は世界で最も大きくて最も競争の激しい保険市場であり、我々の保険規制制度は1世紀以上に わたって効果的に運用されている。国際的な基準は法的に拘束力がないが、私たちの制度は市場に適 当でない場合でも責任を負う。例えば、金融安定理事会 (FSB) や保険監督者国際機構 (IAIS) など の国際機関は、米国の保険規制制度と両立しない可能性のある、米国の消費者及び産業にとっては最 善の利益ではない、新しいグローバル規制基準を開発している。拘束力はないものの、IAIS の保険基 本原則(ICP)は、国際通貨基金(IMF)の金融セクター評価プログラム(FSAP)の基礎を形成す る。FSAP は、法的及び規制上の構造の違いに関わらず、しばしば基準への準拠を奨励している。

NAIC と州の保険監督当局は、設立以来、IAIS の国際的な規制基準の交渉に直接関与してきたので、 第 3 セクション(a)(1)項は、国際的な議論への米国の関心に対する重要なレバレッジを提供して いる、というのが我々の経験に基づいた熟慮された考え方である。それは、外国の参加者に対して、 米国を代表する人たちが米国の規制アプローチの中核的な側面を自由に交渉することができないため、 米国の連邦と州の関係者と協力して、米国の制度と互換性のある基準を策定する必要がある、という ことを明らかにする。私たちは国際的な同僚の視点を重視し、何年もの間自分自身のためにベストプ ラクティスの一部を適用してきたが、海外の説明不能な国際機関の合意ではなく、自国でのプロセス を通じてそうする必要がある。

国際的議論における保険監督当局の全面的参加

H.R.4537 の第 4 セクションでは、連邦政府が、発生する可能性がある場合にはいつでも、国際的 な保険基準設定の議論において、州の保険監督当局(又は被指名人)と「密接に協議し、調整し、含 めるように努める」ことを要求している。国際的な問題について連邦政府機関と協力する大きな努力 を行ってきたにもかかわらず、我々は歴史的に、交流の深さの欠如と、IAIS 以外のフォーラムにおけ る国際的な保険議論において州の保険監督当局を含めることの拒否に失望してきた。近年、州規制当 局は重要な会議から外され、又はオブザーバーとしての役割に追いやられてきた。例えば、財務省、 連邦準備制度理事会、証券取引委員会は、FSB のメンバーである。FSB のワーキンググループは、 保険規制問題に関していくつかの議論を行ってきたが、州の保険監督当局はそのような審議から、顕 著に除外されてきた。同様に、近年、財務省の中国との戦略経済対話、及びその後継である米中包括 的経済対話や金融市場規制対話では、これらの管轄地域における我々のカウンターパートが含まれて おり、過去において、州の規制当局がこれらの会合で役割を果たしてきたにもかかわらず、州規制当 局者は含まれてこなかった。

他の国からのカウンターパートが国際保険基準設定交渉のテーブルに付いているので、米国の保険 監督当局がこれらの議論に完全に参加できるようにすることが適切かつ必要である。この国際的なフ ォーラムへの参加を規定する法律が必要であるというのは残念なことだが、保険業界の主要監督当局 の見解を十分に反映させることが不可欠であり、過去の経験が示すものによれば、そうでなければ我々 の参加は保証されない。

IAIS における FIO の役割の明確化

H.R.4537 は、IAIS においては、連邦保険局(FIO)が米国連邦政府を代表し、州保険監督官では

ないことを明確にしている。証券監督者国際機構(IOSCO)及びバーゼル委員会と同様に、IAIS は 国際的な規制基準設定機関である。会員は世界中の保険規制者と監督者で構成されている。NAIC 及 び州の保険監督当局は、IAIS の創設メンバーであり、その存在を通じて審議に従事してきた。FIO と連邦準備制度理事会は、最近 IAIS に加盟したが、彼らは彼ら自身の目的とより狭い権限を有して いる。特に、FIO は規制当局ではなく、その認識された役割は、歴史的に IAIS における我々の関与 を複雑にしてきた。IAIS とは異なり、IOSCO とバーゼル委員会の完全なメンバーシップは規制当局 の代表者に限られているため、FIO の IAIS への関与は当然外国のカウンターパートに混乱を招いて いた。事実、FIO が国際的な保険規制基準を実施する責任を負わないにもかかわらず、FIO が保険監 督者の立場に反するスタンスを取った例がある。米国財務省は、財務省が国際的に活躍する役割を担 っていると考えているが、FIO は、米国の州の保険監督当局によって行われるコミットメントとみな される可能性のある国際的な規制基準設定問題にコミットしてはいけない。FIO が IAIS において、 各州ではなく、連邦政府を代表していることを明確にすることによって、法制化は IAIS における FIO の役割と米国保険業界の主要規制当局との間に明確な境界線を提供する。

カバード・アグリーメント・プロセスの改善

カバード・アグリーメント・プロセスに対処しなかった S.2155 とは異なり、H.R.4537 は将来のカ バード・アグリーメントに対して、より高い透明性と議会の監視を適用する。確かに、EU とのカバ ード・アグリーメント・プロセスは、これらの改善の必要性を示した。カバード・アグリーメントは、 財務省と USTR がコミットメントを行うことができる点で、 他の国際協定とは異なる。 米国の保険監 督当局は、州法の優先権を行使又は執行する必要がある。州からのインプットのための確立された手 続きと議会による投票の対象となる貿易協定とは異なり、業界及び消費者参加者を含むより幅広い米 国の利害関係者との協議は要求されず、発生しなかった。州規制当局は、カバード・アグリーメント・ プロセスに直接的かつ有意義な参加を約束したが、スタッフや仲間の規制当局に相談することができ ず、厳重な機密保持を条件に、単なるオブザーバーに追いやられた。

財務省と USTR は、主要規制当局との調整の必要性を説明し、資本、グループ監督、再保険、合同 委員会などの主要分野で EU との合意を明確にした米国の政策声明を提出しなければならなかった。 州規制当局は、H.R.4537 が要求するプロセス中に密接に協議し、調整しなければならなかったが、 その声明は必要でなかったかもしれない。カバード・アグリーメントの実施を担当する規制当局に対 して、評価プロセスを開始することは、プロセスをより円滑にするだけであり、交渉の終結前に州か らの支援をより有効にすることができる。

州の保険監督当局のより堅実な参加を提供することに加えて、H.R.4537は、提案されたカバード・ アグリーメントの議会による不承認の仕組みを提供する。他の国際協定の承認を必要とすることや保 険関連の協定のため例外をつくることは、首尾一貫していないが、外国の管轄区域が、彼ら自身の立 法機関による承認を必要とするためであり、米国のためではない。事実、H.R.4537 に含まれる妥協 的な文言は、欧州議会と欧州理事会が規定しているように、カバード・アグリーメントに対して肯定 的な承認を必要としない。むしろ、第7セクションは、ただ単に、90日間の期間内に、カバード・ア グリーメントに関して、上院と下院で提出され、審議される、不承認決議の仕組みを確立するだけで ある。

この重要な問題にご関心をお寄せいただき感謝する。S. 488 が上院で審議されるにつれて、米国保 険会社にとっての平等な競争の場を維持し、堅実な市場を提供し、米国の消費者に約150年間恩恵を 与えるために、ワークしてきた我々の保険規制制度を認識し、国際保険基準法の第 14 編の規範が維 持されることを求める。

2 | シンクタンク Rstreet による法案反対の意見

非営利超党派公共政策研究機関である Rstreet は、この法案は、連邦保険局(FIO)から、保険カ バード・アグリーメントを交渉する法的に任命された役割を奪い、州の監督当局者に対して、国際交 渉を抑止する権限を不適切に委任することになる、と述べている。

Rstreet の財務・保険・貿易政策担当ディレクターの RJ Lehmann 氏は、「2 月に下院メンバーに警 告したように、この法案の我々の主な関心事は、外国で米国の保険会社の利害を主張することを求め る取引交渉者が拘束力のある規制のコミットメントを提案する能力を制限し、FIO 設立以前の体制に 戻ることになることである。カバード・アグリーメント・プロセスは既に結実し、それが提供する価 値ある政策決定ツールを削減する正当な理由は何もない。」と述べた。

さらに、Lehmann 氏は、H.R.4537 の最大の懸案事項は、(1) カバード・アグリーメントを交渉す る任務を FIO ディレクターから財務長官へ再割り当てすること、(2) 連邦交渉者及び国際基準設定団 体への代表者が「州の保険コミッショナーと緊密に協議」することを命じること、(3) どのように、 連邦又は州の法律又は規制と、一貫性があり、またそれとは実質的に異なっていないのか、又はそれ が影響を与えるのか、を説明するために、提案された基準に関する報告書を強制すること、であると 述べた。

「米国最高裁判所は、米国保険協会対 Garamendi の 2003 年の判決において、保険コミッショナー を含む州が、大統領の国外政策を実行する能力を妨げないことを確認した。」と述べた。Lehmann 氏 は、「NAIC(全米保険監督官協会)は、保険の公的政策の議論に大きな知識とリソースをもたらす。 しかし、それは結局、政府機関や州際の契約ではなく、民間の業界協会である。国際外交における連 邦政府の役割を置き換えることはできない。米国の上院とホワイトハウスがこの評価に同意すると確 信している。」と述べた。

Rstreet が 2018 年 2 月に公表した、2017 年国際保険基準法に反対する意見3は、次ページの通りであ る。

なお、Lehmann 氏は、NAIC によって形成される各種のモデル法やモデル規則に基づく、現行の州ベー スの保険規制制度自体に、違憲であるとの問題意識を有している4。

⁴ https://www.rstreet.org/2018/10/02/us-insurance-regulation-is-unconstitutional/



³ https://www.rstreet.org/2018/02/09/oppose-h-r-4537-the-international-insurance-standards-act-of-2017/

2018年2月9日

OPPOSE H.R.4537、2017 年国際保険基準法

親愛なるメンバーへ

私は、すぐに下院に来るかもしれない法案:H.R.4537(2017 年国際保険基準法)に反対することを強く求 めるために書いている。

この法案は、国際保険協定に関する交渉に参加している全ての連邦政府当局者は、既存の連邦法やさら には州法から多少なりとも異なる提案された協定又は基準に反対するために、自らの意見を述べることや投 票を行うべきことを要求している。この法案はまた、議会予算庁の推定で年間50万ドルの費用がかかるとされ るプロセスを通じて、連邦交渉者が州の保険コミッショナーと相談することを要求している。

この法律の効果は、国際的な貿易交渉において保険を永久にテーブルから外すことになるだろう。米国企 業に 4.73 兆ドル以上のグローバル保険市場を開放するための譲歩や誘惑として、交渉者が国内ルールの 変更を提供しないように束縛している。米国は 2016 年に他の金融サービスから 725 億ドルの貿易黒字をも たらしたが、保険サービスはわずか 163 億ドルの輸出に対して 481 億ドルの輸入があった。

貿易交渉担当者は、完全に州規制を受けている業界として、連邦政府当局者は拘束力のある規制コミット メントを提案する能力が限られていたため、海外の米国の保険利害を主張する上において、長い間困難に直 面していた。ドッド・フランク法は、米国財務省の連邦保険局を創設し、場合によっては州法を優先することが できる「合意」を追求する助言力を与えることによって、この欠陥を解決しようとした。

カバード・アグリーメント・プロセスは既に 2017 年 9 月に締結された米国と EU の間のカバード・アグリーメ ントの形で実を結んだ。この協定により、欧州連合(EU)は EU 市場で営業する米国企業に現地のプレゼン ス要件を課さないことに同意した。これとは対照的に、米国は今後5年以内に保護主義的な州の再保険担保 要件を廃止することを約束した。

さらに、そのインプットが連邦執行部及び立法部門によって評価されるべきステークホルダーには、州規制 当局は疑いもなく含まれなければならないのに対して、米国財務省、米国通商代表部又はその他の連邦政 府当局者が州職員に法的に強制される相談を提出しなければならないことを要求することは、米国憲法第 6 条第2項の直接的な違反になる。保険の文脈では、この質問は2003年の判決における米国最高裁判所の 米国保険協会対 Garamendi によって既に決定的に回答されている。連邦法は国の最高法である。

サービスの貿易(特に金融サービス)は、米国が既にグローバルステージにおいて大きな競争優位を享受 している分野である。議会は、米国の保険資本とノウハウを世界中の市場にもたらす可能性のある新たな国 際協定を築くという国の能力を制限する提案について深く懐疑的であるべきである。

4―今回の法案に対する保険関係団体の反応

今回の法案については、保険関係団体の間でも反応は分かれていた。PIC(米国損害保険協会)等 の多くの保険関係団体は、支持を表明してきており、7月10日の下院での通過を受けて、歓迎する声 明を公表している。

これに対して、ACLI(米国生命保険協会)と RAA(米国再保険協会)は、これまで法案を全面的

に支持していたわけではなく、今回の下院での法案通過を受けても、声明を公表していない。 このように、今回の法案はある意味で、保険業界を2分した形になっている。

1 | NAMIC (National Association of Mutual Insurance Companies:全米相互保険会社協会)

NAMICは、「下院が国際保険基準法を通過させたことを歓迎する」との声明を公表5している。 NAMIC の政府業務担当上級副会長 Jimi Grande 氏は、「今日の H.R.4537(国際保険基準法)の成立 は、アメリカの保険消費者及び州ベースの米国保険規制制度にとって大いなる勝利である。」とし、「こ のように大きく分裂した議会で、両サイドからの圧倒的な支持は、この大いに必要とされる法律を取 り上げ、通過するという明確な信号を上院に提示することになる。」と述べた。

2018年7月10日

NAMIC は下院が国際保険基準法を通過させたことを歓迎する

全米相互保険会社協会(NAMIC)は、国内の州ベースの保険規制が国際基準設定機関によって脅 かされるのを防ぐ法案が本日下院を通過したことを歓迎した。

「今日の H.R.4537 (国際保険基準法) の通過は、米国の保険消費者及び州ベースの米国保険規制制 度にとって、記念碑的な勝利である。」と NAMIC の政府業務担当上級副会長 Jimi Grande 氏は述べ た。「150年以上にわたり、この制度は、会社のソルベンシーと消費者保護を保証するためのゴールド・。 スタンダードだった。いくつかの不透明な国際基準設定プロセスを通じて、不必要で不適切な新しい 規制を米国の監督当局に課すことは、市場の歪みを生み、不必要に国内の保険会社と保険契約者のコ ストを増加させる。」

Sean Duffy 下院議員 (R-Wis) 及び Denny Heck 下院議員 (D-Wash) によって導入された H.R.4537 は、米国政府当局者が、成功した州ベースの保険契約者中心の保険規制制度が、国際的な議論のモデ ルと基礎となることを確実にする、強い統一された意見を維持することを保証する。この法案は、下 院金融サービス委員会によって 56 対 4 の投票で可決され、議員が記録投票を行うことを拒否するよ うな圧倒的なマージンで、本日下院本会議を通過した。

「このように大きく分裂した議会で、両陣営からの圧倒的な支持は、上院に対して、この大いに必要 とされる法律に取り組み、通過させるべきとの明確な信号を送ることになる。」と Grande 氏は述べた。

2 | PIC (Property Casualty Insurers Association of America:米国損害保険協会)

声明6の中で、PCI の連邦政府関係担当上級副会長の Nat Wienecke 氏は、次のように述べて、同じ く支持を表明している。

「この重要な超党派立法は、保険の州規制の優位性を強化する。新たな課題に対応するために進化す るにつれて、国際保険協定が我々の基準を認識することを保証する。この法案は、州保険監督当局が 国際的な保険基準を策定する上での適切な役割を認識し、議会がそのような交渉についての監督を行

⁶ http://www.pciaa.net/pciwebsite/cms/content/viewpage?sitePageId=53188



https://www.namic.org/news/releases/180710mr01

う適切な通知を受け取るようにする。PCI は上院に対し、この法案を受け取り、最終法案を大統領の机に送付するように要請する。」

2018年7月10日

PCI は国際保険基準法に対する超党派の下院での支持を歓迎する

ワシントンー米国損害保険協会(PCI)の連邦政府関係担当上級副会長 Nat Wienecke 氏は、H.R.4537(国際保険基準法)の圧倒的な支持での下院通過を賞賛する次の声明を発表した。この法案は、発声投票で下院を通過した。

「PCI は、国際保険基準法を支持したことに対して、両陣営の議員に拍手を送る。」と Wienecke 氏は語った。「この重要な超党派法案は、保険の州規制の優位性を強化する。H.R.4537 はまた、国際的な保険協定が新たな課題に対応するために進化するとき、我々の基準を認識することを保証する。」

「この法案は、国際的な保険基準を策定する上での州保険監督当局 NAIC の適切な役割を認識し、議会がそのような交渉についての監視を行うために適切な通知を受け取ることを規定している。」

「PCIは上院に対し、この法案に取り組み、通過させ、最終法案を大統領の机に送るように要請する。」

3 | PIA(National Association of Professional Insurance Agents:全米プロフェッショナル保険代理店協会)

声明7の中で、PIA の政府関係担当副会長の Jon Gentile 氏は次のように述べて、賛成の意を示している。

「国際交渉は、国内保険業界及びその消費者にとって深刻な結果をもたらす可能性がある。保険業界の規制を有害な国際的な進展から守り、破壊的な国際保険協定が我々の成功した国内制度を傷つけるのを防止する役割を議会に与えるこの常識的な法律をもたらしたことに対して、Duffy 下院議員とHeck 下院議員に感謝する。」

2018年7月10日

PIA は、有害な国際協定から米国の保険規制制度を保護する法案を通過させたことを賞賛する

ワシントン 全米プロフェッショナル保険代理店協会 (PIA) は、Sean Duffy 下院議員(R-WI) と Denny Heck 下院議員(D-WA)が提案した 2018 年国際保険基準法 (H.R.4537) が、本日下院を通過したことを喜ばしく思う。この法案は、米国の州ベースの保険規制制度を維持する一方で、議会に国際的な保険基準設定交渉の監視と透明性を与えることを目的としている。それは声明投票で通過した。「国際交渉は、国内保険業界及びその消費者にとって深刻な結果をもたらす可能性がある。」と PIA の政府関係国家副会長の Jon Gentile 氏は述べた。「破壊的な国際保険協定が我々の成功した国内制度を傷つけるのを防止する役割を議会に与えつつ、州の保険規制を有害な国際的な進展から守ろうとする、この常識的な法律をもたらしたことに対して、Duffy 下院議員と Heck 下院議員に感謝する。」 H.R.4537 は、国際基準基準協定の交渉を通じて、議会との協議と州保険コミッショナーとの協調

.

⁷ https://pianet.com/news/press-releases/2018/piapraisespassaglegislationprotectusinsuranceregulatorysystem071018

を要求している。PIAは、軽率な協定の米国における実施を止める議会の権力の規定を含む、議会の審査のための権限を付与する法案を強く支持している。

「この法案は、消費者や州保険規制を志向している。」と Gentile 氏は語った。「PIA は、Duffy 下院議員と Heck 下院議員と協力して開発を進めることを嬉しく思っており、これが上院を通過するのを見るために積極的に務める。」と述べた。

4 | IIABA 又は Big "I" (Independent Insurance Agents & Brokers of America: 米国独立保険代理 店ブローカー協会)

Big "I"も、以下のように述べて、国際保険基準法の下院通過を歓迎する声明を公表8した。 法律は、「国際的な保険交渉に参加する連邦政府職員のための重要な保障措置を作成することにより、 州の保険制度の侵食を防ぐ。」とし、「このような相互接続された世界では、一貫性を持って交渉に取 り組み、現行の州ベースの制度を損なわないことが重要である。」とした。

2018年7月10日

Big "I" は国際保険基準法の通過を歓迎する

法律は、国際的な保険交渉における州ベースの保険制度を保護している。

ワシントン DC、2018 年 7 月 10 日 - 米国独立保険代理店ブローカー協会(IIABA 又は Big "I")は、Sean Duffy 下院議員 (R-Wisconsin)と Denny Heck 下院議員(D-Washington)による HR 4537 (2018 年国際保険基準法)を米国下院が通過させたことについて、賞賛を送る。

「H.R.4537 は、国際的な保険交渉に参加する連邦政府職員のための重要な保障措置を作成することにより、州ベースの保険規制制度の侵食を保護する。」と Big "I"の外部、産業及び政府事項担当上級副会長 Charles Symington 氏は言う。「このような相互接続された世界では、一貫性を持って交渉に取り組み、現行の州ベースの制度を侵食させないことが重要である。」

Duffy 法案は、現在の米国の保険基準が、交渉において米国を代表する誰もの目的であることを要求している。この法案は、カバード・アグリーメントを含む全ての国際的な保険基準に関する議会の審査を強化するものである。最も重要なことは、法案は、米国の交渉担当者は、交渉の過程を通じて、州の保険監督当局と密接に協議し、協調することも求めている。

Symington 氏は、「Big'I'は、Duffy 下院議員と Heck 下院議員の立法化におけるリーダーシップに感謝し、この常識的な法律に対する今日の下院の行動に感謝している。」、「我々は、州ベースの保険制度を強化し、現代化するために、議会と協力し続けることを楽しみにしている。」と述べた。

5 NCOIL (National Conference of Insurance Legislators:全米保険議員協議会)

NCOIL は、以下の声明⁹をリリースして、「この法律が、国際的な保険基準の監督と透明性を強化し、およそ 75 年間繁栄してきた州の保険制度を維持するために必要である。」として、今回の法案の

⁹ http://ncoil.org/wp-content/uploads/2017/09/covered-agreeemnt-signature-9.22.17.pdf



44

⁸ https://www.independentagent.com/News/PressReleases/Pages/2018/big-i-applauds-passage-of-international-insurance-e-standards-act.aspx

下院通過を歓迎するとともに、上院での速やかな通過を促した。

2018年7月26日

NCOIL は、H.R. 4357の下院の超党派での通過を歓迎し、上院での速やかな通過を促す

NCOIL の CEO コミッショナーの Tom Considine 氏は、下院本会議での H.R. 4537 の通過を賞賛 し、上院に対し、同じことをして、大統領に法律を送るように強く促した。

NCOIL は、この法律が、国際的な保険基準の監督と透明性を強化し、約75年にわたって繁栄して きた州ベースの保険規制制度を維持するために必要であると考えている。NCOIL の議員は、6月に連 邦のカウンターパートを訪問し、この法律の支持を共有した。上院はこの法案を速やかに通過させ、 大統領に送る必要がある。

今年の初めに、NCOIL の議員は、長年に亘って3度目に、州ベースの保険規制制度を保護するた めに、議会議員とその職員とともに、DC教育フライインに参加した。

6 | ACLI (American Council of Life Insurers:米国生命保険協会)及び RAA (Reinsurance Association of America:米国再保険協会)等

ACLIとRAAは、共同で、7月6日にSean Duffy下院議員(R-WI)とDenny Heck下院議員(D-WA) に送ったレターの中で、「法案は、米国の州ベースの保険規制制度を尊重しているが、米国の基準交渉 者に対する制限があまりにも厳しすぎる。」と述べた。さらに、「もし法案が成立すれば、米国の業界 が国際競争力を失い、将来の脅威から自らを守ることができない、と考えている。」と述べた。

なお、2017 年 12 月 13 日の下院金融サービス委員会におけるこの法案に対する 56 対 4 の大差での 投票において、反対票を投じた議員の一人である Ed Royce 下院議員(R-CA)は、「この法案は、違 憲で反競争的である。」とし、「50以上の州規制当局と NAIC は、世界経済における国際交渉に参加 する権限や能力を持たない。議会は代わりに、ドッド・フランク法によって設立された FIO (連邦保 険局)が、国際的な保険分野において、強力で一貫した米国の声を提供するのを助けるために努力す べきだ。」と述べている。

5-まとめ

以上、今回のレポートでは、米国における国際保険基準法制定を巡る動きについて、報告してきた。

国際保険基準法は、いわば「国際的な各種規制や基準の策定の動きが、米国における州ベースの保険監 督制度を脅かしてきているとの問題意識の下に、改めて米国の主権を保護することを確実にするため」に、制 定が目指されているものである、と言えるだろう。

この法案に反対している人々は、「連邦政府がこれまでの州法を覆す世界的な保険市場を創造する能力 を制限する」ことになると述べている。一方で、法案に賛成する人々は、このような人々を、「米国法を覆す国 際機関の各種見直しを歓迎するグローバリスト」として批判している。こうした対立は、保険業界を、より大規模 でグローバル志向のメンバーと、より小規模な米国内に焦点を当てたメンバーとに2分する構造を作り上げて いる。

現在の状況から判断すれば、国際保険基準法については、引き続き反対意見があるものの、いずれは成 立することが想定されているように思われる。成立すれば、これはドッド・フランク法が規定した考え方の修正 を意味することになる。

1年半前に、トランプ政権が誕生したことで保険会社に対する規制がどのような影響を受けていくことになる のかという点について、基礎研レポート「トランプ政権による保険会社規制への影響について一国内・国外 (EU、IAIS)問題への対応-1(2017.4.4)で報告した。その中で、「基本的な流れとしては、規制緩和、米国 第一、国内優先等というトランプ政権の方針に基づいて、これまでの規制強化やグローバル化の中で進めら れてきた各種の改革を見直す」ということが行われていくことが想定される、と述べていた。

今回の法案は、まさにトランプ政権の「America First(米国第一)」政策を具現しているものであると言える だろう。そして、また同じくこのレポートで触れていたように、今回の法案に関しては、「グローバルな保険会社 と国内保険会社との意見の対立」が見られる形になっている。

今回の報告を通じて、改めて、米国の州監督当局や多くの保険関係者が、基本的には自国の州ベースの 保険規制制度に対して大きな信頼を有しており、欧州主導での国際的な基準設定の動きに対して、慎重な 姿勢を見せていることが窺い知れる。

今回の国際保険基準法が成立した場合、それが今後の国際的な各種規制や基準の策定における米国の スタンスに明示的な形で、どのような影響を与えていくことになるのかについては、大変興味深いものがある。

米国の保険監督制度を巡る動きについては、日本を含めた各国が強い関心を有している事項であること から、今後とも引き続き注視していきたい。

以上